

大阪府監査委員告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年3月31日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	西野	修平
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗

委員意見に対する措置

（大阪府からの財政的援助等について）

監査対象機関名	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部大阪府済生会	
監査実施年月日	平成24年11月29日から同月30日まで、平成25年2月1日	
	監査の結果	措置の状況
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会（以下「済生会」という。）が運営する泉南医療福祉センター（新泉南病院、介護老人保健施設、特別養護老人ホームの3施設。以下「センター」という。）については、府と済生会との間で締結された協定書及び覚書に基づき、府は設立当初の整備費用の負担（約51億円）、土地の無償貸付（約17,000平方メートル）及び貸付金（約10億円）の無利息での貸付を行ってきた。 また、協定書及び覚書には、整備後の建物改修や機器等の更	大阪府と施設の将来にわたる運営について協議した結果、無償貸付を受けていた土地について、大阪府から無償譲渡を受け、センター全体は済生会が経営を図っていくことで合意に至った。 1 大阪府からの単年度貸付は平成26年度末に貸付金を完済した。 2 上記合意に基づき、平成12年9月に大阪府と締結した協定書及び覚書については、平成27年3月31日付けをもって合意解約した。

新時の費用負担等、将来にわたる府の負担が規定されている。
これについては、府はこれまで費用負担したことはない。

しかしながら、センターの設置以来10年が経過し、府及び済生会を取り巻く環境や協定書及び覚書が交わされた前提は変化してきている。

府では、大阪府財政運営基本条例の施行を受けて単年度貸付の見直しや、普通財産の貸付に係る減免基準の厳格化が図られている。また、府の財政状況が依然として厳しい中、センターにおいては、3施設一体運営の結果、黒字経営を達成している。これらを踏まえ、当該協定書及び覚書について、改めて協議すべき時期に来ているといえる。

よって、済生会へは多額の公金及び府の財産が投じられていることに鑑み、以下の4点について、済生会は府と十分に協議し、今後の対応について検討されたい。

- 1 府からの単年度貸付の解消
- 2 協定書及び覚書に明記されている将来にわたる府の負担の是非
- 3 既に済生会が負担した機器更新費用等
- 4 使用貸借している土地の賃料負担の必要性

3 協定書及び合意書の解約により、既に済生会が負担した機器更新費用等については、大阪府に求めないこととした。

4 平成27年2月定例府議会の議決を得て、平成27年3月31日付けで、大阪府と土地の無償譲渡契約を締結した。

(河川賑わい空間創出事業について)

監査対象機関名	公益財団法人 大阪府都市整備推進センター
監査実施年月日	平成24年11月8日から平成24年11月9日まで
監査の結果	措置の状況
<p>公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下「センター」という。）は、公益認定法上の公益目的事業の他、その他の事業として河川敷の環境保全・魅力向上事業（河川賑わい空間創出事業）を実施しており、平成22年度、23年度と2年連続で赤字を計上している。その主な原因として、当該事業の一つである、堂島川賑わい空間創出事業（中之島バンクス）が不採算となっていることがあげられる。</p> <p>堂島川賑わい空間創出事業は、センターが大阪府、民間事業者と締結した基本協定に基づき実施するものであり、その有効期間は約20年と長期にわたる。今後も当該協定に基づいた事業実施が行われる場合、センターにおいて当該事業の赤字が継続する可能性が高い。</p> <p>本来センターが行うべき公益目的事業を圧迫することのないよう、堂島川賑わい空間創出事業の枠組みについて検討する必要がある。また、今後は、発生経費等の見積を厳密に行うとともに損益計画を明らかにして損益管理に努める必要がある。</p>	<p>堂島川賑わい空間創出事業は、センターが、大阪府、民間事業者と締結した基本協定に基づき実施するもので、センターは、事業地全般の維持管理、良好な水辺空間の保全・創出等の役割を担っている。なお、センターは、河川賑わい空間創出事業を公益目的事業とは別の「その他の事業」に分類している。</p> <p>河川賑わい空間創出事業として、堂島川賑わい空間創出事業（中之島バンクス）と八軒家浜賑わい空間創出事業の2事業を実施している。平成22年度、23年度における、堂島川賑わい空間創出事業の資金収支が赤字となり、河川賑わい空間創出事業全体の資金収支も赤字となった。しかしながら、平成24年度以降、経費の縮減に努め、堂島川賑わい空間創出事業の資金収支が黒字となった。また、河川賑わい空間創出事業全体で見ても、平成25年度、26年度の資金収支は黒字を確保している。</p> <p>今後とも、公益目的事業を圧迫することのないよう、河川賑わい空間創出事業全体の更なる経費の縮減と、収入の伸びが順調な天満八軒家駐車場の増収を図りながら、損益の適正な管理に努める。</p>

(プロジェクト別原価管理について)

監査対象機関名	公益財団法人 大阪府都市整備推進センター
監査実施年月日	平成24年11月8日から平成24年11月9日まで
監査の結果	措置の状況
<p>公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下「センター」という。）が実施した「企業立地促進等事業」について、事業を紹介した高槻市との事前協議が不十分のまま参画を決定したことにより、当初見込んでいた事業コストの回収ができなかった。</p> <p>事業参画に際しては、センターの設置目的に合致した事業を行うため、事業内容やリスク、補助対象となる経費等を十分に把握・検討した上で、参画するか否かを、意思決定されたい。</p> <p>また、センターでは、プロジェクト別の原価を管理しておらず、その結果、各事業の損益の実態が把握できない状態にある。センターが、安定的に継続して事業を実施していくためにも、今後は、コスト意識を高め、損益の実態を適切に把握できるよう「プロジェクト別の原価」を適切に把握されたい。</p>	<p>公募事業に限らず、事業への参画については、事業の公益性、採算性を踏まえ参画の意思決定するよう努めている。なお、平成23年度以後公募事業への参画実績はない。</p> <p>また、プロジェクト別の原価管理は、会計顧問等の指導の下、職員の従事時間をベースに直接経費、間接経費を配分し、原価を適切に把握する仕組みを構築した。平成25、26年度従事時間のデータ収集を行いながら、仕組みの効果(実効性)の検証を実施している。</p>